

仕 様 書

1 委託名 令和6年度 高齢者予防接種個別通知書等作成業務委託

2 委託内容

高齢者インフルエンザ・高齢者新型コロナ予防接種に係る個別通知書の作成等

(1) 個別通知対象者

下記「ア」～「オ」の詳細は「仕様内訳書No.1」のとおり

- ア 案内文の作成・印刷
- イ 医療機関一覧の作成・印刷
- ウ 予診票の作成・印刷
- エ 市が引渡した対象者データに基づく宛名の作成・印刷
- オ 発送用封筒の作成・印刷
- カ 上記「オ」で作成した発送用封筒へ「ア」～「エ」の印刷物の封入及び封緘
- キ 成果物の納品、配達郵便局への持ち込み（詳細は「4 納品に関する概要について」、「仕様内訳書No.7」のとおり）

(2) 医療機関向け

下記「ア」～「ウ」の詳細は「仕様内訳書No.1」のとおり

- ア 案内文の作成・印刷
- イ 予診票の作成・印刷
- ウ 宛先の作成・印字
- エ 案内文、予診票等の梱包（詳細は「仕様内訳書No.4」のとおり）
- オ 成果物の仕分け発送（詳細は「4 納品に関する概要について」、「仕様内訳書No.7」のとおり）

(3) 医療政策課納品分

下記「ア」～「イ」の詳細は「仕様内訳書No.1」のとおり

- ア 案内文の作成・印刷
- イ 予診票の作成・印刷
- ウ 成果物の納品

3 封入封緘等

(1) 業務スケジュール等は別添「仕様内訳書No.2」のとおり

(2) 予定作成部数は別添「仕様内訳書No.3」のとおり

※予定作成数は過去の実績を基に算出した推計で、あくまでも予定数であるため、考慮すること。

(3) 成果物の封入及び封緘は別添「仕様内訳書No.4」のとおり

4 納品に関する概要について

種別	納品物	発送日/納品日(予定)	納品場所
個別通知対象者	封入封緘成果物	① 9月10日(火)発送	郵便局への 持ち込み
		② 9月12日(木)発送	
		③ 9月17日(火)発送	
		④ 9月19日(木)発送	
医療機関	成果物	9月上旬発送	
医療政策課 納品分	・案内文 ・予診票	9月上旬納品	千葉市役所 医療政策課

※「発送日/納品日」は予定であり、市が別途指示する日とする。

5 対象者データ等引渡し(別添「仕様内訳書No.5」のとおり)

(1) 個別通知対象者

ア 対象者データ(印字データ)

(ア) 引き渡し回数: 4回(別添「仕様内訳書No.2」のとおり)

(イ) 引渡し場所: 千葉市役所医療政策課

(ウ) 引渡し媒体: CD-R(パスワード設定)

(エ) ファイル形式: CSV

イ 外字データ((1)の媒体に含める)

(ア) 引渡し媒体: CD-R

(2) 医療機関向け

ア 医療機関一覧(印字データ)

(ア) ファイル形式: XLS

(イ) 引渡し媒体: CD-R

6 作業手順

(1) 各種帳票類を別紙「仕様内訳書No.1」のとおり作成する。

※校正は市が指示する回数行い、校正を行う。

(2) 各種帳票類の印字及び封入封緘について、仮データを基に、事前テストを行い、市職員の事前確認を得るものとし、必要に応じて再テスト等の適切な対応を行う。(別添「仕様内訳書No.6」のとおり)

※事前テスト用の各種帳票類は、委託内容(作成数)に含めないものとする。

(3) 別紙「仕様内訳書No.2」に定められたデータ引き渡し日に、発送先データを受

け取る。

(4) 宛名紙に市が指定する対象者データを印字する。

※印字内容の詳細については、別紙「仕様内訳書No.1」のとおり。

(5) 上記(1)、(4)の作成物を発送用封筒に封入封緘又は梱包する。

※封入封緘後、封筒の窓枠から宛名が視認できるか確認する。

(6) 封入封緘、梱包又は作成した成果物は、市が指示する日に発送する。(郵便局持ち込み又は指定場所への納品)

(7) 納入物の運搬等に関し、帳票類の梱包、配送等の手段は受託者が用意すること。

7 契約方法

(1) 「2 委託内容」(1)ア、イ、ウ、オ、キ、(2)ア、イ及び(3)ア、イ、ウについては、総価契約とする。

(2) 「2 委託内容」(1)エ、カ及び(2)ウ、エ、オについては、単価契約とする。

8 注意事項

(1) 帳票類等の規格は、市が示す原稿のとおりとすること。

(2) 本委託業務に係る詳細事項及び詳細工程については、市の指示に従うこと。

(3) 本委託業務に定めのない事項又は実施について不明な点は、市に確認し、又は指示を受けること。

(4) 本委託業務の作業場所は受託者の施設内とすること。

(5) 本委託業務に必要な機器等を自社内にて有すること。本委託は個人情報を取り扱うため再委託は認めない。

(6) 本委託業務中、市が作業場内への立ち入りの際、作業工程について説明すること。

(7) 委託料の支払いは、完了払いとする。